

令和８年度 自動車教習所を活かした関係人口・移住者創出事業業務委託
公募型プロポーザル実施要綱

1 事業の目的

本事業は、少子高齢化・人口減少に伴う地域の担い手不足に悩む長井市・白鷹町・飯豊町の１市２町圏域において、運転免許取得のために年間数千人規模で首都圏等から来訪するマツキドライビングスクールの合宿教習生を「地域の宝」と捉え、一過性の滞在に終わらせることなく、将来の関係人口及び移住・定住者へと段階的に誘因・創出することを目的とする。

具体的には、滞在中の教習生に対する地域の魅力の体験機会の提供、合宿卒業生を対象とした継続的な関係性の維持、移住者受入促進等の３段階のアプローチを一体的に推進することと、当地域の未来の担い手を安定的に確保し、持続可能で活力ある地域社会の実現を目指すものである。

2 業務概要

(1) 業 務 名

令和８年度 自動車教習所を活かした関係人口・移住者創出事業業務

(2) 業 務 内 容

別紙「令和８年度 自動車教習所を活かした関係人口・移住者創出事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履 行 期 間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）までとする。

(4) 提案上限額

総額４９，９９７，２００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、別紙、仕様書の業務内容に応じて、次の金額区分とすること。

区分	上限額
①地域内体験型プログラムに関すること	３４，９９８，７００円
②首都圏等イベントに関すること	１４，９９８，５００円

(5) 費 用

業務の実施に必要な費用、打合せ・納品に係る交通費など、全ての費用を含むものとする。

(6) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

3 プロポーザルの参加者の募集

(1) 募集方法：長井市役所の掲示場への掲示及び長井市ホームページで公募する。

(2) 公募期間：令和８年１０月５日（月）から令和８年１０月１３日（火）まで

(3) 参加要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

① 法人格をもち、主たる事務所の所在地が長井市・白鷹町・飯豊町のいずれかにあること。

② 業務の遂行に当たって、次のア～イに示す体制がとれること。

ア プロポーザル審査に係る企画・提案を行ったスタッフと同一のスタッフ又は同等の見識・スキルを持つスタッフが契約期間を通じて業務を担当すること。

イ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って長井市担当者との連絡調整を行うこと。

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

④ 本プロポーザルを実施する年度の長井市指名競争入札参加者登録に参加登録申請が提出されていること。未登録の場合は、(2)に記載の公募期間内に、「(別紙1) 入札未登録事業者提出書類」に記載された書類を提出すること。

⑤ 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

⑥ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から長井市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から長井市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

⑦ 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

⑧ 業務の全部を一括して再委託しないこと。

(4) 提案方法：「単一の事業者による提案」又は「主たる提案者及び本事業の遂行に必要な契約を市と個別に締結する共同事業者（以下、「共同事業者」という。）の共同提案」とする。なお、共同提案の場合は、以下の要件を満たすこと。

① 主たる提案者及び共同事業者の共同で行うこととし、参加申込手続きを連名で行うこと。また、提案の際、共同事業者一覧表（様式第7号）により、市とそれぞれの共同事業者が個別に契約を締結する業務の内容を明確にするとともに、業務の遂行に当たっては全事業者が協力して行うこと。

② 市と共同提案を構成するそれぞれの事業者が個別に契約を締結する業務の内容、当該業務に対応する事業者及び契約に係る見積りを提案すること。

③ (3) 参加要件のうち①及び④については、主たる提案者のみが満たせば可とする。

④ 共同提案を構成する全事業者が、本事業への単独提案及び他の共同提案への参加を行っていないこと。

4 スケジュール

日 時	内 容
令和8年10月 5日（月）	公募開始
10月13日（火）17時	①参加表明書（様式第1号）…1部 ②提案事業者会社概要（様式第2号）…9部 ※「（別紙1）入札未登録事業者提出書類」に記載された書類…各1部
10月16日（金）17時	質問の提出期限
10月20日（火）	質問への回答予定
10月27日（火）17時	①企画提案書等一式（様式任意）…9部 ②プロポーザル参加申込書（様式第6号の1又は様式第6号の2）…9部 ③共同事業者一覧表（様式第7号）…9部 ④共同事業者会社概要（様式第8号）…9部 ※③、④については、共同提案の場合のみ提出
10月29日（木）13時30分	面接審査

5 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

（1）提出期限：令和8年10月13日（火）17時必着

（2）提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）…1部

② 提案事業者会社概要（様式第2号）…9部

※長井市の令和8年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合、「（別紙1）入札未登録事業者提出書類」に記載された書類を提出すること。…各1部

（3）提出方法：持参又は郵送（一般書留）

① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

② 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

（4）提出先：下記12のとおり。

（5）質 疑

本要綱又は仕様書に質疑がある場合は、10月16日（金）17時まで質問書（様式第4号）を提出すること。回答は、10月20日（火）まで参加表明書提出者全員に電子メールにて行う。

6 企画提案書等の提出

（1）提出期限：令和8年10月27日（火）17時必着

（2）提出書類

①企画提案書等一式… 9 部

ア 企画提案書

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- (i) 実施内容、開催イメージ
- (ii) 体制図
- (iii) 業務スケジュール
- (iv) 事業実施後の効果等

※企画提案書については、A 4 版両面 20 ページ以内（表紙を含む）で作成すること。

また、下記、別添資料の内容を確認し、過年度の経過を理解した上で企画提案を行うこと。

- A) 「令和 7 年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム事業）業務委託事業実績報告書」（株式会社フィデア情報総研山形支社/令和7年度受託分）
- B) 「令和 7 年度関係人口・移住者創出事業（体験プログラム）実績報告書」（長井商工会議所/令和7年度受託分）
- C) 「大学生・高校生等の雇用に関する企業のニーズ調査について 集計結果」（長井商工会議所/令和7年度受託分）

イ 企画提案書（概要版）

- ・企画提案書を要約した概要版を、A 3 版片面 2 ページ以内で作成すること。
- ・対外的に公表する可能性があることに留意の上、作成すること。

ウ 見積書及び積算内訳書

- ・履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成すること。
- ・費用は、2 業務概要の（4）提案上限額の区分表に記載の①、②の区分ごとに積算し、総額だけでなく、各区分の上限額を超えないこと。
- ・金額は、消費税及び地方消費税を除く金額及び消費税及び地方消費税を含む金額の両方を記入すること。

②令和 8 年度 自動車教習所を活かした関係人口・移住者創出事業プロポーザル参加申込書（様式第 6 号の 1 又は様式第 6 号の 2）… 1 部

※単独提案の場合は様式第 6 号の 1 を、共同提案の場合は様式第 6 号の 2 を提出すること。

※様式第 6 号の 2 について、共同事業者の様式が不足する場合は適宜コピーし、全事業者分提出すること。

③共同事業者一覧表（様式第 7 号）… 9 部

④共同事業者会社概要（様式第 8 号）… 9 部

※③、④については、共同提案の場合のみ提出すること。

（3）書類提出に当たっての留意事項

- ・企画提案書等は書面及び電子データを提出すること。
- ・電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又は PDF 形式によるものとし、CD-ROM 等のメディアに保存した上で提出すること。

(4) 提出方法：持参又は郵送（一般書留）

- ① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。
- ② 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(5) 提出先：下記12のとおり。

7 審査方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、令和8年度自動車教習所を活かした関係人口・移住者創出事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙2「令和8年度自動車教習所を活かした関係人口・移住者創出事業業務委託公募型プロポーザル 審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については参加表明書等を提出した者に、別途通知する。

- (1) 日 時：令和8年10月29日（木）13時30分から
- (2) 場 所：長井市役所 2階 庁議室
- (3) 内 容：プレゼンテーションは企画提案書等の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。出席者は3名以内とする。
- (4) 設定時間：1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内）。なお、長井市がHDMIで接続可能な200インチモニター又はプロジェクターを準備する。パソコン等（Mac端末不可）は各自準備すること。
- (5) そ の 他：審査委員会は非公開とする。

8 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

- ① 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- ② 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- ③ 契約について、発注者と契約を締結する者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、委託業務の一部の業務を第三者に委託する場合は、発注者の承認を得るものとする。

10 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他留意事項

- ① 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- ③ 本要綱に定めのない事項については、適宜長井市が判断するものとする。

12 連絡・書類等提出先

長井市 地域づくり推進課 地域づくり推進室 担当：新野、渡部

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8005（内線325） FAX：0238-87-3368

E-Mail：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp

※郵送による提出の場合

〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号

長井市役所 地域づくり推進課 地域づくり推進室 宛